

## フルピリミンに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について(案)

1. 実施期間 平成30年5月9日～平成30年6月7日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会農薬専門調査会の回答

### ①本食品健康影響評価結果に関するもの

頂いた意見・情報※	食品安全委員会農薬専門調査会の回答
<p>代謝試験の標識位置が不適切なため、代謝物の検索が不十分です。</p> <p>海外情報でご紹介されているフルタモンのヨーロッパでの評価によると、代謝物トリフルオロ酢酸の評価が行われているようです。</p> <p>フルピリミンでは、構造と他の代謝物の構造からトリフルオロ酢酸が生成することが容易に推定されますが、代謝試験で全く検討されていませんし、残留も調べられていません。</p> <p>検討が不十分です。</p>	<p>食品安全委員会農薬専門調査会では、海外の評価機関による評価書等も参照しつつ、原則として農林水産省の定めたテストガイドラインに沿って実施され、申請者から提出された試験成績など、リスク管理機関から提出された資料を用いて、食品健康影響評価を行っています。</p> <p>今回リスク管理機関から提出された資料に、フルピリミン投与による動植物体内でのトリフルオロ酢酸の生成、代謝及び残留に係る情報はありませんでした。御指摘のトリフルオロ酢酸については、代謝物Aの生成時にあわせて生成される可能性が高いと考えられます。また、代謝物Aは、ラットを用いた代謝試験において主要代謝物として認められています。</p> <p>このため、トリフルオロ酢酸の影響は、フルピリミンを用いた毒性試験等の中で評価されていて、また、トリフルオロ酢酸を暴露評価対象物質にする必要はないと考えられます。</p> <p>食品安全委員会農薬専門調査会は、今回設定した一日摂取許容量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)に基づく適切な</p>
<p><b>【納屋専門委員より】</b></p> <p>「代謝試験の標識位置が不適切なため、代謝物の検索が不十分です」との意見に対しての見解を示すことが必要と考えます。代謝の専門委員のご見解をお伺いしたいと存じます。</p> <p><b>【清家専門委員より】</b></p> <p>フルピリミンの代謝経路について、事務局案のとおり、「代謝物Aの生成時にあわせて生成される可能性が高いと考えられます。」、「トリフルオロ酢酸の影響は、フルピリミンを用いた毒性試験等の中で評価されていて、また、トリフルオロ酢酸を暴露評価対象物質にする必要は</p>	

<p>ないと考えられます。」で良いと思います。</p> <p><b>【與語専門委員より】</b> トリフルオロ酢酸に関して、「フルピリミンの毒性試験」の中で評価されるというスタンスでよいと思います。</p> <p><b>【上路専門参考人より】</b> 事務局案に同意します。</p>	<p>リスク管理措置が実施されれば、代謝物も含めて、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えています。</p>
---	--

※頂いたものをそのまま掲載しています。

②その他に関するもの

<p>意見・情報の概要</p>	<p>食品安全委員会農薬専門調査会の回答</p>
<p>個別事業者に関する御意見について。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>